

付録第一(第二十二條關係)

$$\Sigma (P+C)r$$

Pは、当該異性化糖平均供給価格の適用期間の初日前三十日からさかのぼつて一年間の各日における指定地域(海外の異性化糖の主要な生産地域であつて農林水産大臣が指定するものをいう。以下この付録において同じ。)における標準異性化糖の市価の平均額

Cは、標準異性化糖についての指定地域から本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額に本邦の輸入港における標準異性化糖の船卸しに要する標準的な費用の額その他の輸入に要する標準的な費用の額を加えて得た額

rは、当該異性化糖平均供給価格の適用期間の属する砂糖年度における指定地域から輸入される異性化糖(輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。以下同じ。)の数量の合計数量の見込数量のうち当該砂糖年度におけるそれぞれの指定地域からの輸入に係る異性化糖の数量の見込数量の占める割合として農林水産大臣の定める率